

政治資金適正化委員会における取組及び 検討状況についての取りまとめ（第3期）

平成29年3月
政治資金適正化委員会

はじめに

平成19年、いわゆる事務所費問題等により政治資金に対する国民の政治不信が高まったことを受け、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員関係政治団体に対し、収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることを義務づけること等を内容とする政治資金規正法の改正法案が第168回国会において議員立法により可決・成立し、平成20年4月に政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

政治資金適正化委員会では、収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の期待に適確に応えるため、政治資金規正法に定められた所掌事務である、登録政治資金監査人の登録や研修、「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）の策定等について、弁護士・公認会計士・税理士各士業の団体等の協力を得ながら、精力的に取り組んできた。

具体的には、収支報告書の記載方法に係る基本的方針について見解を示したほか、政治資金監査の実施状況や登録政治資金監査人の意見も踏まえながら、政治資金監査マニュアルの策定・改定や政治資金監査に関するQ&Aの作成、登録政治資金監査人の登録、政治資金監査を行うために義務づけられた登録時研修の実施、その後の政治資金監査実務の向上に資するフォローアップ研修の充実などをしてきたところである。

その結果、登録政治資金監査人も相当数が確保され、政治資金監査制度の円滑な運営と定着が図られたことにより、平成21年分の収支報告より開始された世界でも類を見ないと言われた政治資金監査は、現在まで概ね順調に実施されてきたところである。

この間、政治資金適正化委員会においては、平成23年3月に、第1期（平成20年4月から平成23年3月）における総括的な取りまとめを行い、続く第2期（平成23年4月から平成26年3月）においても、平成26年3月に総括的な取りまとめを行った。この第2期の取りまとめにおいては、政治資金適正化委員会の取組の報告のほか、政治資金の収支の報告及び公開における重要事項等、これまで検討を行ってきた事項について一定の方向性を含む検討状況の報告を行った。さらに、今後取り組むべき課題等として、政治資金監査の更なる質の確保及び向上を図るため、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組に係る提示を行った。

第3期（平成26年4月から平成29年3月。委員会の開催状況については、【参考資料1】参照）では、登録政治資金監査人の登録や研修等を引き続き着実に実施するとともに、第2期の取りまとめにおいて課題とされた事項についても次のように取組を進めてきた。

- ① 制度的な対応が必要とされていた登録政治資金監査人の業務制限については、政治資金適正化委員会の要請を受けて政治資金規正法施行規則の改正が行われ、その改正を反映した政治資金監査マニュアルの改定を行ったところである。
- ② 研修の機能の充実・向上については、フォローアップ説明会を平成26年度以降はフォローアップ研修と位置付け、内容の充実を図ったところであり、研修への参加促進などの取組も行ってきた。
- ③ 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組について、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接政治資金適正化委員会から個別に指導・助言を行うという仕組みを整え、2カ年分の個別の指導・助言を行ったところである。

その他「領収書等」の必要記載事項等の検討すべき事項については、一定の方向性が整理されているところである。

政治資金適正化委員会は、上記のような取組を行ってきたところであり、第3期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、今後の政治資金適正化委員会における活動に資するよう、総括的な取りまとめを行うこととした。この取りまとめにおいては、登録政治資金監査人の安定的確保や政治資金監査の更なる質の確保及び向上など今後取り組むべき課題の検討の方向性を提示している。

今後、この取りまとめを踏まえて、政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施することにより、政治資金の収支報告の適正の確保や透明性の向上を図るとともに、国民の政治資金監査制度に対する信頼につなげていくことが重要である。政治資金監査制度の更なる充実が図られ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的を実現するための取組が更に推進されるように望むものである。

平成29年3月

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄 男
小見山 満
日 出 雄 平
大 竹 邦 実
田 中 秀 明

目 次

- 1 登録政治資金監査人の登録及び研修…………… 1
- 2 政治資金監査に関する具体的な指針等…………… 15
- 3 政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～…………… 19

1 登録政治資金監査人の登録及び研修

(1) 登録政治資金監査人の登録

政治資金規正法（以下「法」という。）では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている（法第19条の18第1項）。これらの者は、それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。

○ これまでの取組

当委員会では、平成22年1月から行われることとなった国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実施に必要な登録政治資金監査人の早期確保に向け、平成20年9月から登録政治資金監査人名簿への登録申請の受付を行ってきた。

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、大きな地域的偏在が生じないように関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行ってきた。具体的には、登録政治資金監査人の登録・研修申込手続に関するリーフレットを作成し、当委員会のホームページに掲載するほか、関係士業団体を通じてそのリーフレットを配布するとともに、関係士業団体が主催する研修の場等で政治資金監査制度の概要等を説明するなど、周知・広報を図ってきたところである。

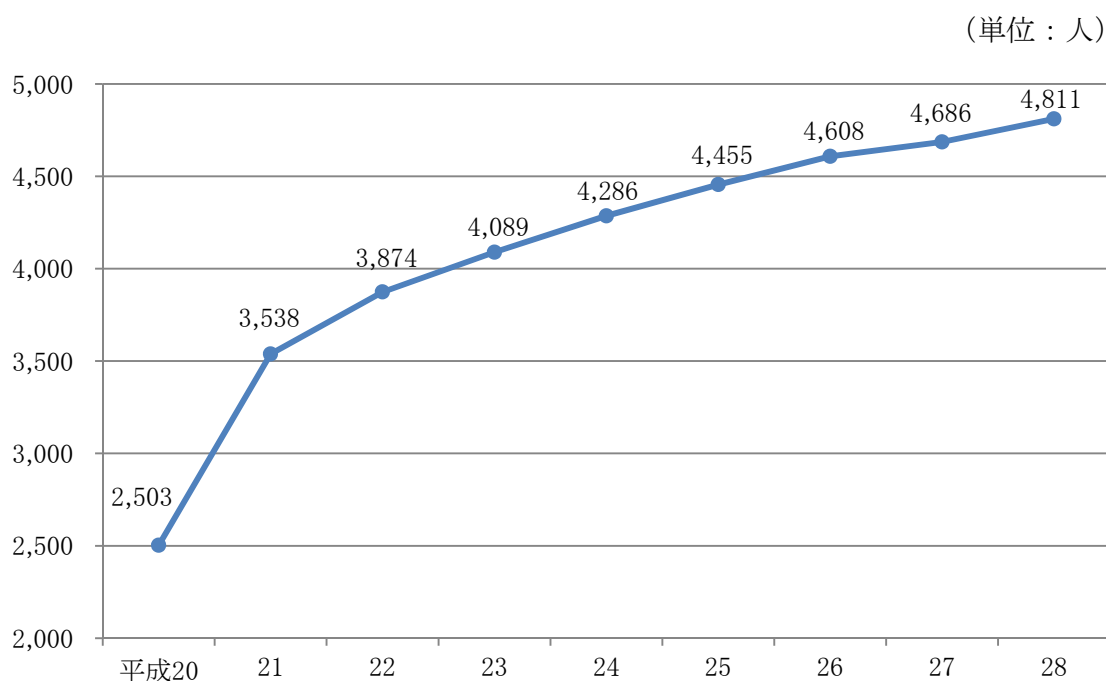
その結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、平成29年2月末現在で4,811人となっている（図表1参照）。

これに対し、平成27年における国会議員関係政治団体（収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）は3,076団体（総務大臣届出分809団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,267団体）であり、登録政治資金監査人の登録者数はこれを上回っている状況にある。

都道府県別の登録政治資金監査人の登録状況を見てみると、全都道府県で登録がなされており、都道府県によっては、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が1以上となっている団体もあるが、多くの団体

では1を下回っており、全国平均としても0.64となっている（図表2参照）。また、平成28年度フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケート結果（図表3参照）によれば、登録政治資金監査人1人当たり、政治資金監査を2.55団体実施しているが、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数は、最も多い地域でも2.57団体であり、これに近い数値であることから、政治資金監査の実務上支障はないものと考えられる。

（図表1）登録政治資金監査人の抹消者数を除く登録者数（累積）の推移



（単位：人）

年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
抹消者を除く登録者数(累積)	2,503	3,538	3,874	4,089	4,286	4,455	4,608	4,686	4,811

※平成28年度は、平成29年2月末現在の数値。

(図表 2) 登録政治資金監査人 1 人当たりの国会議員関係政治団体数

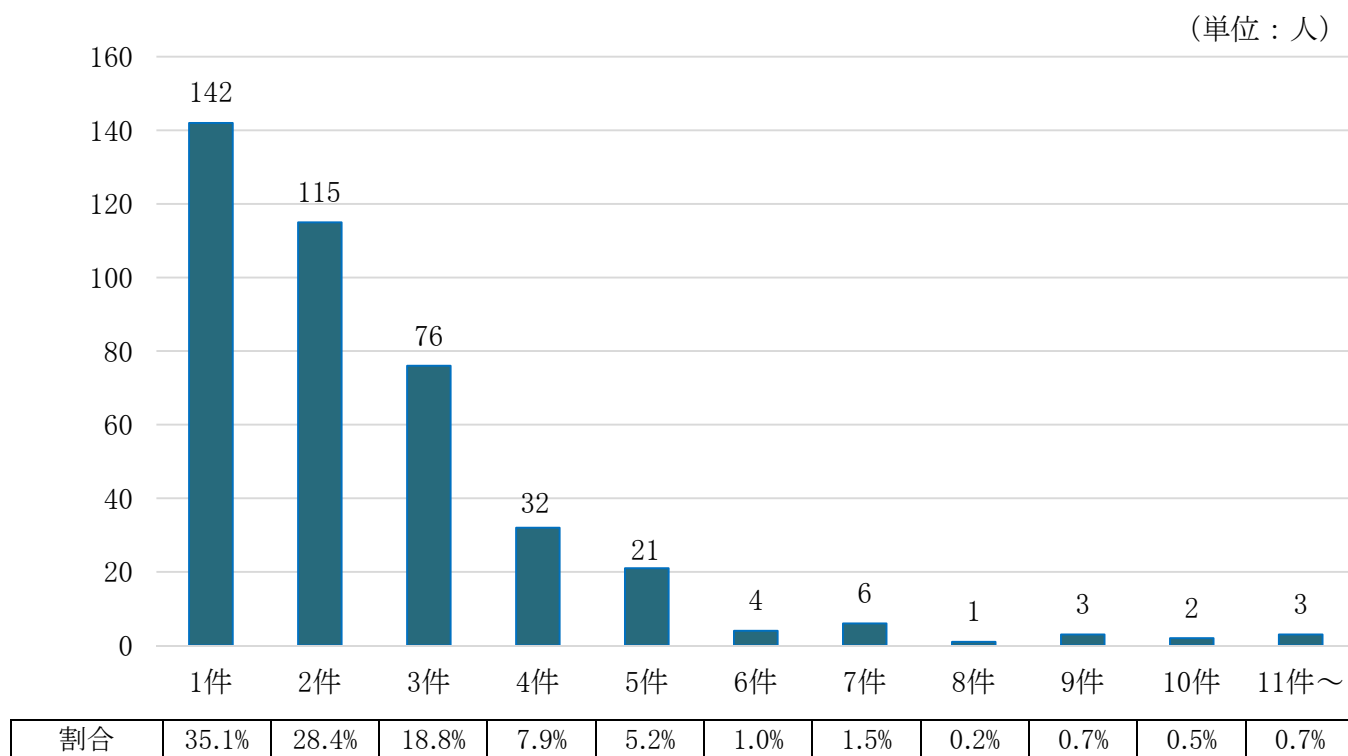


※1 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体

$$= \frac{\text{国会議員関係政治団体数(平成27年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。)}}{\text{登録政治資金監査人数(平成29年2月末現在)}}$$

※2 登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係団体数の全国平均は、0.64である。

(図表 3) 監査実施件数ごとの登録政治資金監査人の人数



昨今における登録政治資金監査人の登録・抹消の状況の詳細については、以下のとおりである。

① 登録者数及び登録抹消者数の増減について

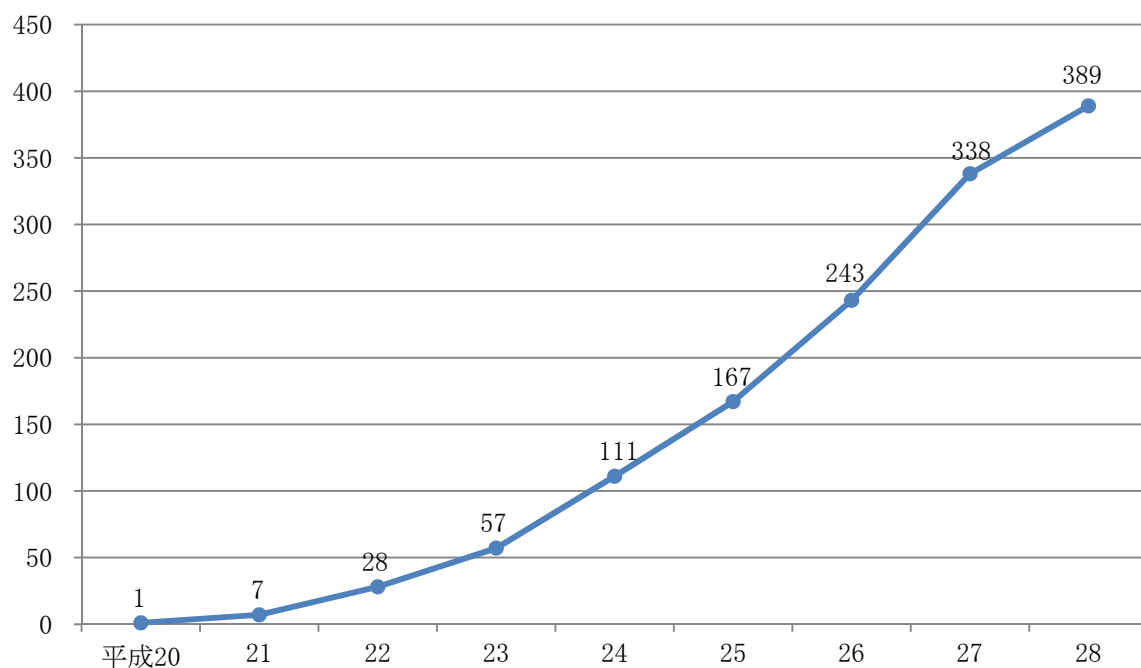
平成20年9月に登録政治資金監査人の登録を開始して以降、登録政治資金監査人の登録者の総数は年々増加しており、平成29年2月末現在における登録者の総数は、4,811人となっている(2頁図表1参照)。

年度ごとの新規登録者数は減少傾向にあり、申請等に基づき登録を抹消した者(以下「登録抹消者」という。)の数は年々増加しているものの(図表4参照)、年度ごとの新規登録者数は登録抹消者数を一貫して上回っている(図表5参照)。

登録抹消者の抹消事由としては、約6割が本人からの申請(法第19条の23第1項)によるものであり、約4割が死亡や関係士業の廃止等(法第19条の23第1項第1号)によるものとなっている。

(図表 4) 登録政治資金監査人の抹消者数（累積）の推移

(単位：人)

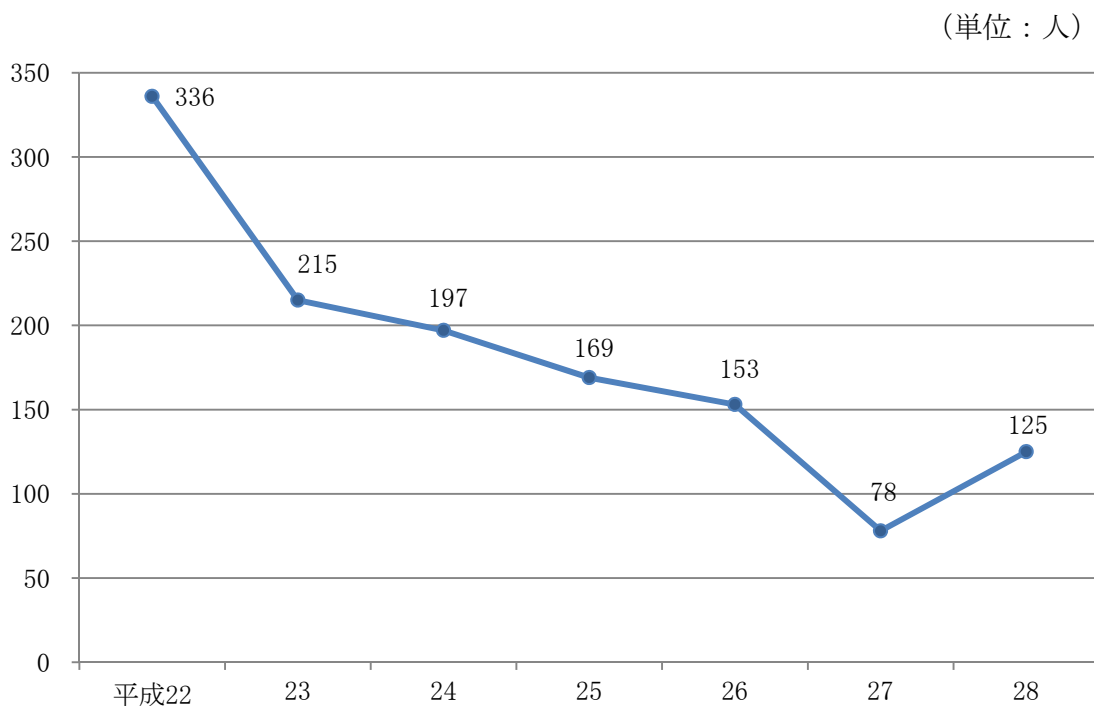


(単位：人)

年度	抹消者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成 20 年度	1	0	0	1
21 年度	6	1	1	7
22 年度	21	1	6	28
23 年度	29	3	6	57
24 年度	54	9	13	111
25 年度	56	5	17	167
26 年度	76	6	9	243
27 年度	95	4	16	338
28 年度	51	4	6	389
総 計	389	33	74	282

※平成28年度は、平成29年2月末現在の数値。

(図表5) 登録政治資金監査人の登録純増数(登録者数-抹消者数)の推移



(単位:人)

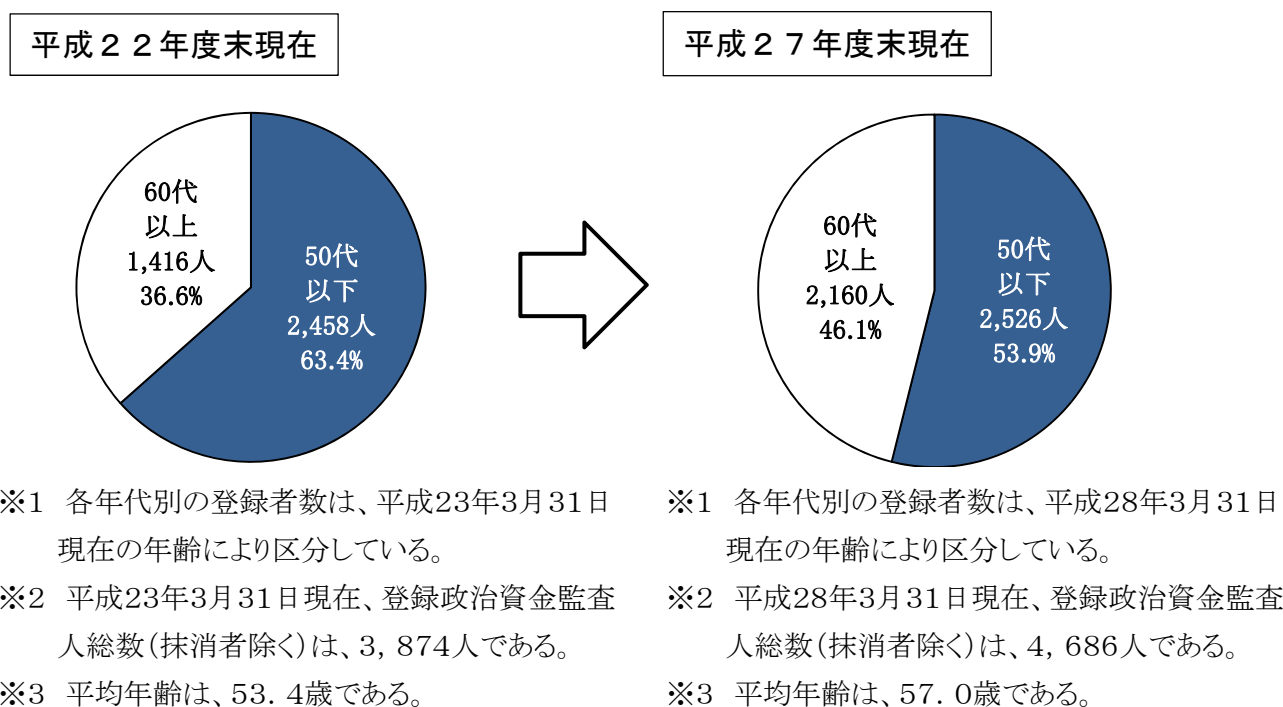
年度	登録者数 A	抹消者数 B	純増数 A - B
平成20年度	2,504	1	2,503
21年度	1,041	6	1,035
22年度	357	21	336
23年度	244	29	215
24年度	251	54	197
25年度	225	56	169
26年度	229	76	153
27年度	173	95	78
28年度	176	51	125
総計	5,200	389	4,811

※平成28年度は、平成29年2月末現在の数値。

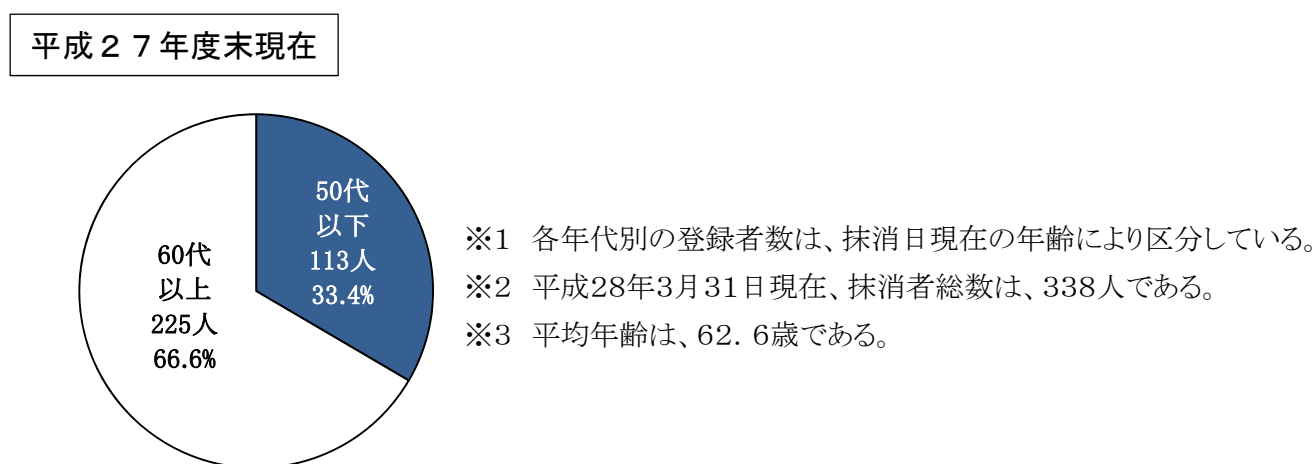
② 登録者数の年代別分布について

登録者数の年代別分布を見ると、60代以上が合計2,160人と全体の46.1%を占めており、平成22年度末と比較すると、9.5%増加している(図表6参照)。また、登録抹消者について年代別に見ると、60代以上が全体の6割以上となっている(図表7参照)。

(図表6) 年代別登録政治資金監査人数



(図表7) 年代別抹消者数



○ 今後の方向性

前述のとおり、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると考えられるものの、近年登録抹消者数が増加傾向にあることや、登録者数全体の4割以上が60代以上であること、登録政治資金監査人の地域的な偏在が依然として見られること等を踏まえ、関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の安定的確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、引き続き周知・広報に取り組んでいくことが適当である。

特に、地域的偏在については、現在のところ政治資金監査制度の運用に直ちに支障を来す状況にはないと考えられるものの、登録政治資金監査人の高齢化による引退等の可能性も考慮すると、今後の安定的な運用のために、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録者の絶対数が少ない地域において重点的に周知・広報に取り組んでいくことが必要である。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施

平成28年度現在、当委員会では登録政治資金監査人に対し、「登録時研修」と「フォローアップ研修」の2種類の研修を実施している(図表8参照)。「登録時研修」は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として、登録政治資金監査人名簿に登録を受けた登録政治資金監査人が受講するものであり(法第19条の27)、「フォローアップ研修」は、当委員会が行う研修(法第19条の30第1項第3号)として、登録政治資金監査人の政治資金監査実務の向上と基礎知識の定着を目的に、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができるものである。

(図表 8) 政治資金監査に関する研修概要

研修の種類		対象	方式	主な内容
登録時研修		登録手を完了した登録政治資金監査人	集合研修方式 ※1 (要望研修方式 ※2を含む。) 個別研修方式 ※3	登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得
フォローアップ研修	再受講研修	登録時研修を修了した登録政治資金監査人	集合研修方式	登録時研修と同内容
	実務向上研修			政治資金監査制度に関する変更点や政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点

※1 集合研修方式…研修受講者を一堂に会して実施するもの。

※2 要望研修方式…希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に実施するもの。

※3 個別研修方式…個別の研修受講者ごとに任意の日時において、研修用映像教材を用いて実施するもの。

① 登録時研修について

○ これまでの取組

登録時研修の実施に当たっては、「政治資金監査に関する研修実施要領」及び「政治資金監査に関する研修実施細則」を定め、これらに基づき、政治資金の制度に関する専門的知識（政治資金規正法のあらまし）及び政治資金監査マニュアル等を解説した研修テキスト及び関係法令集を用いた研修を行ってきたところである。

登録時研修は、平成20年12月に集合研修方式により開始し、以降、研修受講者の移動の利便性等を考慮して全国各地で実施しており、平成26年度は16回、平成27年度は17回、平成28年度は17回実施している。特に、平成26年度及び平成27年度においては、登録政治資金監査人の地域的偏在の是正を図るため、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域においても研修を実施した。また、平成22年4月からは、研修受講者側の利便性も考慮して、個別研修方式を新たに導入し、平成26年度は126回、平成27年度は102回、平成28年度は、平成29年2月末現在で、86回実施しており、集合研修方式と併せて精力的に取り組んできたところである（図表9参照）。

さらに、平成23年4月からは集合研修方式の一つとして要望研修方式も新たに導入し、平成23年度は2回、平成24年度は3回、平成25年度及び平成27年度は各1回実施している（図表9参照）。

その結果、平成29年2月末現在では、登録政治資金監査人（登録抹消者除く）4,811人のうち、98.1%の4,718人が登録時研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている。一方、未修了者は93人である。

なお、登録時研修の年度別受講者数については、年度ごとの新規登録者数が減少傾向にあることに伴い、減少傾向となっている（図表9参照）。

次に、登録時研修の内容については、平成28年度の受講者（170名（平成29年2月末現在））に対するアンケート調査（記述式、回収数157、回収率92.4%）では、研修内容等に意見がないと回答した者は回答者の約半数に当たる76人、「テキストが充実している」、「説明がよく理解できた」といった現在の研修内容に対して肯定的な回答をした者は55人であった。一部には、「1回の研修ですべてを理解することは困難」（同趣旨11件）、「実際に政治資金監査の実務に携わるには不安がある」（同趣旨7件）といった回答も見られた。

（図表9）登録時研修の実施状況（年度別・研修方式別）

（単位：人）

年度	研修 修了者数	研修方式別					
		集合研修		要望研修		個別研修	
平成20年度	816	8回	816	—	—	—	—
21年度	2,616	39回	2,616	—	—	—	—
22年度	338	7回	139	—	—	199回	199
23年度	241	11回	100	2回	20	121回	121
24年度	270	12回	77	3回	40	153回	153
25年度	208	16回	103	1回	8	97回	97
26年度	231	16回	105	0回	0	126回	126
27年度	192	17回	69	1回	21	102回	102
28年度	170	17回	84	0回	0	86回	86
総計	5,082	143回	4,109	7回	89	884回	884

※1 個別研修は平成22年度から、要望研修は平成23年度から実施。

※2 研修修了者数は、抹消者を含む数値。

※3 平成28年度は、平成29年2月末現在の数値。

○ 今後の方向性

登録時研修については、受講機会の確保も含めた登録時研修の着実な実施という観点から、引き続き全国各地において集合研修方式による研修を実施するとともに、登録政治資金監査人の希望に基づいて個別研修方式による研修の実施を継続していくことが適当である。

また、登録政治資金監査人の地域的偏在については、(1)の「今後の方向性」で述べたとおり、政治資金監査制度の運用に直ちに支障を来すような状況にはないと考えられるものの、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域については、今後の安定的な運用を図る観点から、当該地域の状況を注視しつつ、登録時研修の実施を検討する。

登録時研修受講者の一部の者ではあるが、研修後のアンケートにおいて、内容の習得度や実務に対する不安を感じているとの回答をしていることから、登録時研修と同内容の「再受講研修」や政治資金監査の実務に沿った内容を盛り込んでいる「実務向上研修」といった「フォローアップ研修」を実施していることを周知し、その不安等に対応していくことが適当であろう。

② フォローアップ研修について

○ これまでの取組

平成22年度から、政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催してきた。

平成26年度以降は、フォローアップ説明会をフォローアップ研修と位置付け、これまでの研修内容を引き継ぐ「実務向上研修」に加えて、新たに登録政治資金監査人が再度、登録時研修と同内容の研修を受講することを可能とする「再受講研修」を実施してきたところである。

平成26年度から平成28年度においては、実務向上研修、再受講研修ともに、各年度それぞれ17回開催している(図表10参照)。

これまで、研修の開催場所については、登録政治資金監査人に広く研修への参加の機会を提供するという観点から、全国を8ブロックに分け、ブロックごとに登録者数、研修受講者の移動の利便性及び前年度の開催実績等を考慮しながら、開催地を選定してきている。平成28年度において

は、これらによる開催地の選定に加え、フォローアップ研修の未受講率の高さも考慮し、新たな開催地を選定したところである。

また、開催時期については、年度末や政治資金監査の実施時期を避けているほか、登録政治資金監査人へのアンケート調査等の結果も踏まえ、月末を可能な限り避けての開催や夜間開催などの取組を行ってきたところである。

その結果、実務向上研修については、平成26年度は合計1,116人、平成27年度は合計1,034人、平成28年度においては合計980人の参加をみたところであり、再受講研修については、平成26年度は合計287人、平成27年度は合計206人、平成28年度は200人の参加をみたところである（図表10参照）。

なお、平成29年12月末現在で、フォローアップ研修（実務向上研修）の受講経験者の総数は2,452人となり、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上（51.9%）に達している（図表11参照）。

(図表 10) フォローアップ研修の開催状況

○ 実務向上研修

(単位:人)

年度	開催回数	参加者数			
		弁護士	公認会計士	税理士	
平成 22 年度	10 回	966	38	125	803
23 年度	13 回	1,142	41	163	938
24 年度	16 回	1,080	41	141	898
25 年度	17 回	1,197	34	181	982
26 年度	17 回	1,116	28	158	930
27 年度	17 回	1,034	33	152	849
28 年度	17 回	980	34	153	793
総計	107 回	7,515	249	1,073	6,193

※ フォローアップ研修(実務向上研修)(平成25年度まではフォローアップ説明会)は、平成22年度から実施。

○ 再受講研修

(単位:人)

年度	開催回数	参加者数			
		弁護士	公認会計士	税理士	
平成 26 年度	17 回	287	3	54	230
27 年度	17 回	206	6	36	164
28 年度	17 回	200	6	33	161
総計	51 回	693	15	123	555

※ 再受講研修は、平成26年度から実施。

(図表 11) フォローアップ研修(実務向上研修)受講経験者数の推移

(単位:人、%)

年度	登録時研修 修了者数 A	フォローアップ研修 受講経験者数 B (B/A)	フォローアップ研修 未受講者数 C (C/A)
平成 25 年度	4,327	2,098 (48.5)	2,229 (51.5)
平成 26 年度	4,487	2,252 (50.2)	2,235 (49.8)
平成 27 年度	4,583	2,358 (51.5)	2,225 (48.5)
平成 28 年度	4,723	2,452 (51.9)	2,271 (48.1)

※1 平成25年～28年度の数値は、それぞれ12月31日現在の数値。

※2 登録時研修修了者数は、登録抹消者数を除いた数値。

※3 フォローアップ研修受講経験者数は、登録時研修を修了し、かつ、平成22年度から平成28年度までの間に、フォローアップ研修(実務向上研修)(平成25年度まではフォローアップ説明会)を一度でも受講したことのある者の数。

○ 今後の方向性

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、フォローアップ研修については、今後も継続的に実施していくことが適当である。

また、フォローアップ研修の実施に当たっては、研修受講者数の増加を図るため、これまでも開催回数の増加、交通の利便性の高い場所での開催、未開催地における開催、夜間開催等、登録政治資金監査人が研修により参加しやすくするための取組を行ってきたところであるが、政治資金監査の質の向上に果たすフォローアップ研修の重要性に鑑みると、これまで以上に、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとすべきであり、引き続き受講者にとっての利便性の向上を図り、できるだけ多くの登録政治資金監査人が参加の機会を得られるよう配慮すべきである。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

(1) 政治資金監査マニュアルについて

法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行うものとされている（法第19条の13第1項及び第2項）。

○ これまでの取組

当委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るためには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意すべきという点を踏まえ、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を定めた。

政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められる。

政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査は、平成22年5月末までに提出をされた国会議員関係政治団体に係る平成21年分の収支報告書について、はじめて実施された。その実施状況に係る総務省及び都道府県選挙管理委員会の調査結果や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、検討を重ねた結果、より円滑な政治資金監査の実施に資するため、平成22年9月に政治資金監査マニュアルを改定した。

また、平成24年に行われた政治資金規正法施行規則の一部改正及び政治資金監査報告書記載例の明確化等これまでに当委員会が示した見解等を踏まえ、平成25年6月に再度、政治資金監査マニュアルを改定した。

第3期においては、前回の改定から約2年半が経過し、この間の制度改正の反映を図る観点から、平成28年3月に政治資金監査マニュアルの改定を行った。具体的な改定内容は、以下のとおりである。

① 業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

政治資金監査制度は、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の全ての支出をチェックする制度であり、外部性の確保という観点から、登録政治資金監査人が、

ア 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者

イ アの配偶者

ウ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者

エ 国会議員に係る後援会等いわゆる 2 号団体の場合は、当該団体が推薦し、又は支持する公職の候補者若しくはその配偶者

である場合には、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないとされている（法第 19 条の 13 第 5 項・施行規則第 17 条）。

登録政治資金監査人の業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言いがたい。したがって、このような場合について、当委員会では、政治資金監査マニュアル等で「適当ではない」旨規定していたところであるが、第 2 期の取りまとめにおいて「制度的な対応が必要」との方向性が示されたことから、具体的な業務制限の対象とすべき範囲について検討を行い、平成 26 年度第 6 回委員会において制度的な対応を所管庁に要請したところである。

この要請を受け、平成 27 年 10 月に政治資金規正法施行規則の改正が行われ、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者であった者についても、業務制限の対象とされることとなった（平成 28 年 1 月 1 日施行）ため、同改正を反映する政治資金監査マニュアルの改定を行った（図表 12 参照）。

② 政治資金監査マニュアルの記載の趣旨の明確化

政治資金監査報告書記載例の注書きの追加、「領収書等亡失等一覧表」の様式の参照先の明示等、記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理を行った。

これら改定後の政治資金監査マニュアルの内容（【参考資料 2】参照）については、その都度フォローアップ研修等において、登録政治資金監査人に対して説明し、周知を図ってきたところである。

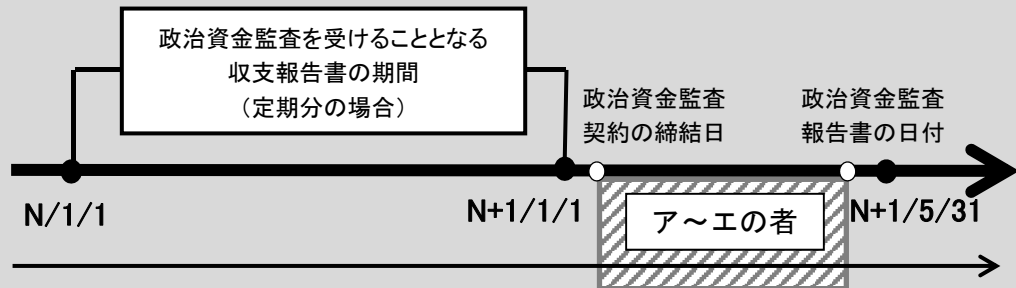
(図表 1 2) 業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正

業務制限の対象範囲 (イメージ)

【改正前】

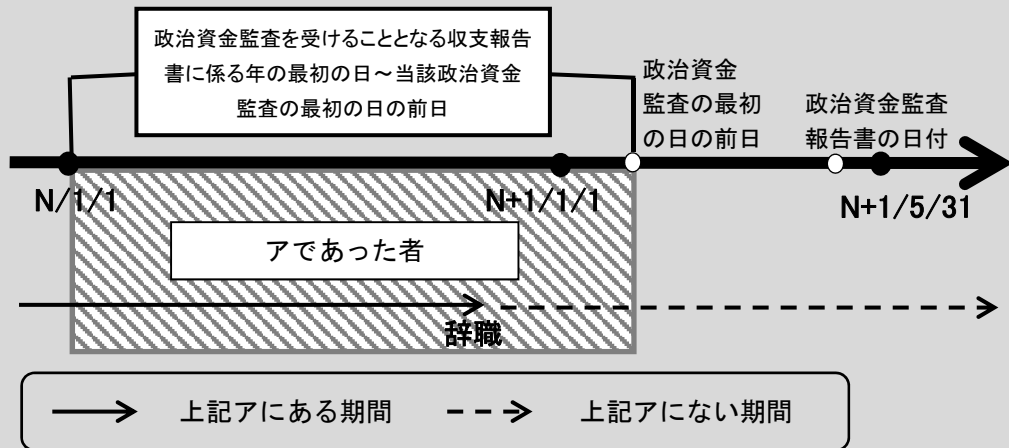
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間 (下図の斜線部分) において、登録政治資金監査人が以下のアからエのいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ア 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者
- イ アの配偶者
- ウ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- エ 国会議員に係る後援会等いわゆる 2 号団体の場合は、当該団体が推薦し、又は支持する公職の候補者若しくはその配偶者



【改正後】

上記の場合に加え、政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間 (下図の斜線部分) において、登録政治資金監査人が上記アであった場合についても、政治資金監査を行うことはできない。



○ 今後の方向性

政治資金監査マニュアルの内容については、フォローアップ研修や当委員会のホームページを通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当である。

(2) 「政治資金監査に関するQ&A」等について

○ これまでの取組

法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。

当委員会では、登録政治資金監査人から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完するものとして、当委員会の見解（【参考資料3】参照）や「政治資金監査に関するQ&A」（【参考資料4】参照）を公表し、フォローアップ研修等も活用してこれらの周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

第3期においては、「政治資金監査に関するQ&A」の追加・改定として、公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に当該金融機関等から受領する書面（払込金受領証）に支出の目的が記載されていない場合の取扱いに関する整理を踏まえた改定や、登録政治資金監査人の守秘義務に係る整理を踏まえた追加等を行った（【参考資料4】参照）。

○ 今後の方向性

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ&A」の充実等を行っていくことが適当である。

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する

研修及び個別の指導・助言～

政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録政治資金監査人の確保に関しては、関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行い、国会議員関係政治団体3,076団体（平成27年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）に対し、4,811人（平成29年2月末現在）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

このように、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を置いた取組を行っていく必要があるものと考えられる。

法において、当委員会では登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。そこで、当委員会では、前章で述べたとおり、これまでも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、政治資金監査マニュアルを補完するものとして当委員会の見解や「政治資金監査に関するQ&A」を公表し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

これらに加え、更なる質の確保及び向上を図るための具体的な取組として、従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを新たに設け、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から個別の指導・助言の取組を実施してきたところである。

取組の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) フォローアップ研修について

○ これまでの取組

「1 登録政治資金監査人の登録及び研修」の(2)で述べたとおり、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実務に携わる際、政治資金監査の実施に必要な専門的知識を修得するために、あらかじめ登録時研修を受けることとされている(法第19条の27)。

しかしながら、一度きりの研修では修得できる内容に限りがあること、時の経過により、登録時の研修で修得した政治資金監査に係るノウハウの劣化等が懸念されることから、登録政治資金監査人からの継続的な研修の実施の要望があったことも踏まえ、平成22年度よりフォローアップ説明会(平成26年度以降はフォローアップ研修)を実施してきたところである。

「1 登録政治資金監査人の登録及び研修」の(2)②で述べたとおり、フォローアップ研修(実務向上研修)については、各年度において概ね1,000人程度(全体の2~3割)の登録政治資金監査人が受講しており(13頁図表10参照)、平成28年12月末現在で、受講経験者の総数も2,452人と、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上(51.9%)に達している。一方、登録後一度もフォローアップ研修(実務向上研修)を受講したことのない登録政治資金監査人も2,271人存在している(13頁図表11参照)。

なお、フォローアップ研修(実務向上研修)の参加者アンケート結果によると、受講者の約6割が実際に政治資金監査の実務経験を有している。また、「毎年研修を受講している」と回答した受講者は回答者全体の約6割を占めるが、そのうち約7割が政治資金監査の実務経験を有している(図表13参照)。

(図表 13) フォローアップ研修(実務向上研修)参加者の研修受講状況

(単位:人、%)

年度	参加者数	回答者数 A=B+C+D	今年度初めて 参加した B (B/A)	参加した ことがある C (C/A)	毎年度 参加している D (D/A)
平成 26 年度	1,116	891	145 (16.3)	205 (23.0)	541 (60.7)
うち実務経験あり E <E/A~D>	- <->	551 <61.8>	56 <38.6>	125 <61.0>	370 <68.4>
実務経験なし F <F/A~D>	- <->	340 <38.2>	89 <61.4>	80 <39.0>	171 <31.6>
平成 27 年度	1,034	836	139 (16.6)	180 (21.5)	517 (61.9)
うち実務経験あり E <E/A~D>	- <->	491 <58.7>	42 <30.2>	99 <55.0>	350 <67.7>
実務経験なし F <F/A~D>	- <->	345 <41.3>	97 <69.8>	81 <45.0>	167 <32.3>
平成 28 年度	980	801	110 (13.7)	161 (20.1)	530 (66.2)
うち実務経験あり E <E/A~D>	- <->	491 <61.3>	35 <31.8>	92 <57.1>	364 <68.7>
実務経験なし F <F/A~D>	- <->	310 <38.7>	75 <68.2>	69 <42.9>	166 <31.3>

※1 「回答者数」は、各年度におけるフォローアップ研修の参加者アンケート中、実務向上研修の受講状況に関する項目に回答した者の総数。

※2 「実務経験あり」及び「実務経験なし」の数値は、上記「回答者数」のうち、それぞれ「これまで政治資金監査に携わったことがある」、「これまで政治資金監査に携わったことがない」と回答した者の数。

当委員会では、フォローアップ研修、特に実務向上研修については、政治資金監査の質の向上を図る上で重要な取組と考えており、これまでフォローアップ研修の内容の充実及び研修への参加の促進に係る取組を実施してきた。具体的な取組内容については、以下のとおりである。

① 研修内容の充実

当委員会では、政治資金監査において登録政治資金監査人が確認すべき項目を遺漏なく確認したかどうか、また、政治資金監査の結果を政治資金監査報告書に適切に記載したかどうか等を、登録政治資金監査人自身でチェックすることができるよう、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをそれぞれ作成・公表し、政治資金監査マニュアルにおいてもその活用を求めているところである。

そこで、平成27年度のフォローアップ研修(実務向上研修)においては、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成について、受講者がこれらのチェックリストを参照しながら理解を深められるよう、チェックリストの項目に沿った解説とする等、研修資料の構成について大幅な見直しを行った。また、より実践的な研修となるよう演習問題を取り入れ

るとともに、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケートにおいて登録政治資金監査人から「具体的な事例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたことから、政治資金監査報告書作成時の留意事項の解説において具体の様式例を用いて説明する等、内容の充実を図ったところである。

平成28年度のフォローアップ研修（実務向上研修）では、後述の個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等について、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストとの対応関係を示すことにより、同様の誤り等の防止を図ることとした。また、研修の振り返り等に役立ててもらえるよう、研修内容のポイントをまとめたものを研修資料として追加したほか、平成27年度より更に内容を充実させた演習問題を研修内容に盛り込むとともに、参加者には演習問題を事前に送付することで、理解度の向上を図ったところである。さらに、講師の説明能力向上を図るため、受講者に対するアンケートの項目の一つとして、講師の説明に対する評価を盛り込み、参考としているところである。

② フォローアップ研修への参加の促進

当委員会の実施する研修は、関係士業団体の研修制度における研修受講時間に算入する取扱いが行われている。そこで、フォローアップ研修の受講者について、受講確認ができるように、平成27年度より研修受講者のうち希望する者に対しては、「研修参加証明書」を発行することとした。また、平成28年度には、この点について登録政治資金監査人に対して周知することにより、フォローアップ研修への参加促進を図ったところである。

上記①及び②で述べた取組や、「1 登録政治資金監査人の登録及び研修」で述べた研修の実施方法等の改善を行ってきた結果、フォローアップ研修の参加者アンケートによると、再受講研修、実務向上研修ともに、研修の内容については、「とても参考になった」との回答が約75%、実務向上研修への今後の参加意向については、「今後も参加したい」との回答が約98%と、概ね好評価を受けているところである（図表14参照）。

特に、実務向上研修については、平成27年度から取り入れた演習問題について、より実践的な内容となっており理解が深まった等の評価する意見や、研修資料について、会計帳簿や領収書等の具体例を用いた解説がわかりやすかった等の意見が寄せられている。一方、演習問題の出題を増やしてほしい、

具体的な事例や誤りやすい事例の説明を増やしてほしいといった意見も寄せられているところである。

(図表 14) フォローアップ研修アンケート結果

○ 実務向上研修

年度	研修内容について			研修資料について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	分かりやすかった	普通	分かりにくかった
平成 26 年度	73.8%	23.2%	3.0%	66.5%	31.7%	1.8%
27 年度	73.7%	24.3%	2.0%	75.7%	23.0%	1.3%
28 年度	78.3%	20.2%	1.5%	80.5%	18.9%	0.6%

年度	研修時間について			今後の参加	
	ちょうど良かった	もう少し時間を	長かった	今後も参加したい	参加するつもりはない
平成 26 年度	91.3%	3.7%	5.0%	97.6%	2.4%
27 年度	82.1%	10.6%	7.3%	98.0%	2.0%
28 年度	86.4%	10.2%	3.4%	98.3%	1.7%

○ 再受講研修

年度	研修内容について			研修時間について		
	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった	ちょうど良かった	もう少し時間を	長かった
平成 26 年度	80.5%	15.9%	3.6%	86.2%	9.1%	4.7%
27 年度	75.6%	24.4%	0.0%	89.5%	6.2%	4.3%
28 年度	71.8%	25.3%	2.9%	80.5%	12.6%	6.9%

年度	研修方式について		今後の参加			
	今のままでよい	変更してほしい	毎年	2~3年に1度	必要に応じて	その他
平成 26 年度	89.3%	10.7%	33.7%	28.7%	31.0%	6.6%
27 年度	90.1%	9.9%	35.1%	36.9%	25.6%	2.4%
28 年度	94.9%	5.1%	44.9%	31.5%	23.6%	0.0%

○ 今後の方向性

フォローアップ研修については、前述のとおり、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上が実務向上研修を既に受講しており、また、受講者から有意義なものとなっている等概ね好評価を得ているところである。特に、「毎年度研修を受講している」と回答した受講者の約7割が政治資金監査の実務経験者であることから、実務向上研修は実務経験者からのニーズの高いものとなっていると考えられる。

したがって、今後もフォローアップ研修を継続的に実施していくとともに、政治資金監査の質の向上に寄与するものとなっているか、また、継続的に参加している受講者にとって有意義なものであるかといった観点から、特に実務向上研修について、引き続き内容の充実を図っていくことが適当である。

① 研修内容の充実について

実務向上研修については、従来同様、制度改正等を踏まえた年度ごとのトピックスや実務上の留意点に係る説明は今後も必要と考えられるものの、フォローアップ研修（実務向上研修）の受講者の約6割が実際に政治資金監査の実務経験を有していること、制度開始から約8年が経過し、登録からの年数や実務経験において登録政治資金監査人間で差が生じていることも踏まえると、研修の双方向性といった点も視野に入れながら、研修内容について更なる検討を行うことが適当である。

また、フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者アンケートにおいて、登録政治資金監査人から「具体的な実例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたこと、後述の個別の指導・助言の取組によって誤り事例等が明らかとなったことから、政治資金監査実務上、特に留意すべき点や誤りやすい点について具体例の一層の活用を図る等の更なる内容の充実についても検討を行うことが適当である。

併せて、これまで一度もフォローアップ研修を受講していない登録政治資金監査人の意識やニーズも把握していくことも必要であると考えられる。

このほか、受講者が研修内容をより深く理解できるよう、講義を担当する職員の説明能力の向上を図っていくことも必要であり、引き続き講師の説明に関してアンケートを実施するとともに、職員の説明能力の向上を図るための研修の受講等に取り組んでいくことが適当である。

② フォローアップ研修への参加の促進

政治資金監査実務の基礎知識の定着・向上を図るため、これまでフォローアップ研修に参加している受講者に、引き続き研修参加への意欲が高まるよう、研修内容の充実を図っていくことはもとより、前述のとおり、フォローアップ研修（実務向上研修）に参加する登録政治資金監査人の割合が毎年全体の2～3割であり、また、いまだ半数弱の登録政治資金監査人は登録時研修以降これまで一度もフォローアップ研修（実務向上研修）に参加したことがないという状況等を踏まえ、未受講者に対しても参加への働きかけを継続していくなど、関係士業団体との協力を強化し、研修への参加促進の取組を効果的なものとしていくことが適当である。

（2）登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

○ これまでの取組

① 取組の概要

ア 経緯

当委員会では、政治資金監査の適確な実施に必要な指導及び助言に係る取組として、前述のとおり、登録政治資金監査人に対する研修を中心にこれまで行ってきたところである。

その結果、例えば政治資金監査報告書について、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとするものの割合が、当初平成21年分は91.2%だったのに対して、平成25年分は97.1%、平成26年分は97.7%、平成27年分は97.9%となっており、95%を超える高い割合で推移しているなど、政治資金監査の適確な実施が、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与しているところである。

しかしながら、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきであった収支報告書の誤記が散見されるといった状況もあることから、都道府県選挙管理委員会からその改善の要望を受けている。

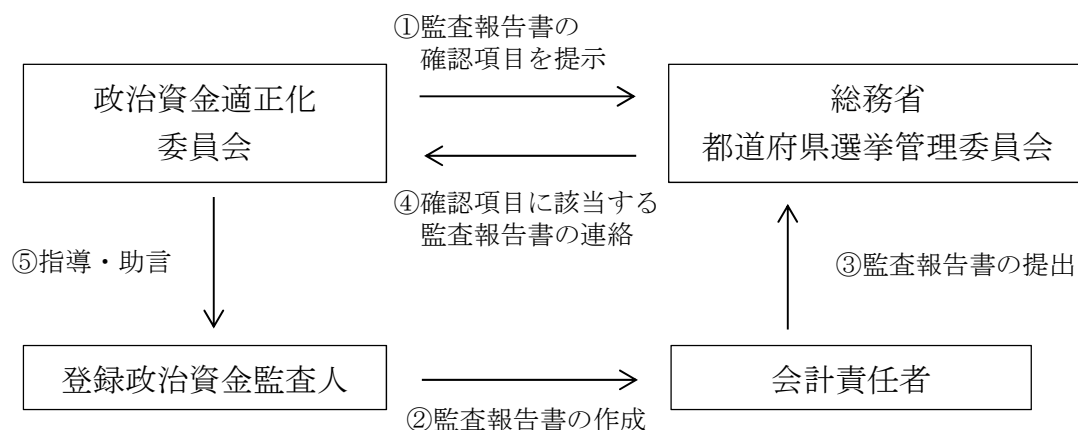
そこで、このような状況を踏まえ、平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」

において、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組を示し、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした（【参考資料5】参照）。

イ 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。取組の詳細は、以下のとおりである。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



<取組の目的>

取組の結果を政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する国民の信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対して政治資金監査報告書の記載状況等に関する注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。また、取組の結果、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務について、将来的には効率化が期待できる。

<確認項目の策定>

当委員会では、個別の指導・助言の対象とするか否かの目安として、「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」及び「収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの」とで構成される確認項目を策定した。確認項目をこのように策定した理由は、登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はないこと、政治資金監査において収支報告書の検算

を求めている以上、表計の合っていないものについては、政治資金監査の実施に疑義を持たれかねないこと等を考慮したためである。

これらの確認項目に該当したとして都道府県選管等から報告があった登録政治資金監査人に対しては、個別に指導・助言を行うこととした。

<報告を求める範囲>

都道府県選管等において収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

- (ア) 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都道府県選管等での収支報告書等の形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告
- (イ) 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告
- (ウ) 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告

を求めることとした。（ア）について、都道府県選管等から指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限ることとしたのは、都道府県選管等からの指摘により補正がなされたのであれば、登録政治資金監査人に対して政治資金監査報告書の記載不備等について注意喚起するという本取組の目的は一定程度果たされていると考えられるためである。

<個別の指導・助言の対象・手法等>

個別の指導・助言の対象とする報告及び手法については、それぞれ以下のとおりとした。

- (ア) 確認項目に関する報告のうち政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、報告があったものすべてを個別の指導・助言の対象とし、個別の指導・助言は文書により実施。
- (イ) 確認項目に関する報告のうち収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものについても、（ア）と同様。
- (ウ) 確認項目以外に関する報告については、委員会において対応を判断。

なお、個別の指導・助言の対象とした事例等については、他の登録政治資金監査人の今後の政治資金監査実務の参考となるよう、当該個

別の指導・助言の対象とされた登録政治資金監査人が特定されない形で周知することとした（【参考資料6】及び【参考資料7】参照）。

② 個別の指導・助言の実施

ア 平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組（以下「平成26年分の取組」という。）において、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数及び誤り等のあった政治資金監査報告書等の件数は、それぞれ合計17人、19件（要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成26年分の収支報告書（定期分）の件数全体の0.6%）であり、その全てが、収支報告書上に金額の不整合があるものであった（図表15参照、個別の指導・助言の対象とした具体的な事例等については、【参考資料6】の「（参考）平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組」参照）。

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、当委員会から、文書により、「政治資金監査マニュアルでは登録政治資金監査人に対して『収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』等を求めており、今後は収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認すること」等について注意喚起した。

(図表 15) 平成 26 年分の取組における個別の指導・助言の実施件数

個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
(ア) 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの	0 人	0 件
(イ) 収支報告書に係るもの	17 人	19 件 (0.6%)
計	17 人	19 件 (0.6%)

注 1 上記の実施件数とは、平成 26 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施した件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (19 件)}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成 26 年分の収支報告書 (定期分) の件数 (2,969 件)}} \right)$$

イ 平成 27 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

当委員会は、平成 27 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても、引き続き政治資金監査の質の向上を図っていくため、本取組を継続して行うことを決定した。

また、平成 27 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組（以下「平成 27 年分の取組」という。）から、平成 26 年分の取組において確認項目以外に関する報告とされていたもののうち、都道府県選管等の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額との不整合があったという報告を受けた場合等には、原則として、個別の指導・助言の対象とすることとした。これは、会計帳簿と領収書等との整合性を外形的・定型的に確認するという

政治資金監査の基本的性格を踏まえれば、このような不整合等があれば、政治資金監査の信頼性に影響を与えかねないためである。

結果として、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数及び逸脱等のあった政治資金監査報告書等の件数は、それぞれ合計48人、60件（要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成27年分の収支報告書（定期分）の件数全体の2.2%）であった（図表16参照、個別の指導・助言の対象とした具体的な事例等については、【参考資料7】の「記」以下参照）。

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、当委員会から、文書により、政治資金監査マニュアルに基づいて適確な政治資金監査の実施に努めるよう注意喚起を行った。

（図表16）平成27年分の取組における個別の指導・助言の実施件数

個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
(ア) 政治資金監査報告書に係るもの	3人	5件 (0.2%)
(イ) 収支報告書に係るもの	46人	56件 (2.0%)
計	49人	61件
純計	48人	60件 (2.2%)

注1 上記の実施件数とは、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施した件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出している。

$$\left(\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (60件)}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成27年分の収支報告書 (定期分) の件数 (2,786件)}} \right)$$

4 「計」欄は、数値の単純な合計、「純計」欄は、一人（一団体）で複数の項目で個別の指導・助言の対象となった場合の重複を除外した数値。

ウ 平成28年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

本取組については、開始してから2年目であることから、更なる政治資金監査の質の向上を図っていくためにも、平成28年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についても継続して実施することを決定した。

エ 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

上記ア及びイで述べた取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、周知を図ったところである。

具体的には、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人及び都道府県選管に対して、これまでに個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供するとともに(【参考資料6】及び【参考資料7】参照)、関係士業団体を通じて、会員である登録政治資金監査人への周知を図ったほか、当委員会のホームページにおいて、本取組に係る特設ページを開設し、都道府県選管等からの報告事例等の紹介を行ったところである。

また、本取組によって明らかとなった誤り事例等については、平成28年度のフォローアップ研修(実務向上研修)において、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストとの対応関係を示すことにより、同様の誤りの防止を図ったところである。この点については、研修の参加者アンケートにおいて、受講者からも「誤り事例の解説が参考になった」と評価する意見が寄せられている。

③ 2か年の個別の指導・助言の取組についての評価

平成26年分の取組と平成27年分の取組において、個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数及び逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数を比較すると、それぞれ17人、19件から48人、60件へと31人、41件増加している。なお、個別の指導・助言の取組については、平成27年分の取組から本格化することとし、その際、平成26年分の取組において、確認項目以外で都道府県選管等から個別の指導・助言が必要として報告された内容を更に分析し、都道府県選管等の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との不整合があったという報告を受けた場合等には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとした(平成27年分の取組で対象となった人数及び件数は29人、41件)。これを平成27年分の取組の48人、60件か

ら除いた人数及び件数と比較すると、平成27年分の取組は19人、19件となり、平成26年分の取組の17人、19件から2人増加（件数は前年分と同数）していることとなる。

また、平成27年分の取組において個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の中には、平成26年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者が3人存在しており、いずれの者も収支報告書上の金額の不整合が2か年分続けて見られた。

以上より、逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は、全体からみるとごくわずかではあるものの一定数は存在し、収支報告書の内容と領収書等の写しの金額との不整合等、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられる事例や、連続して個別の指導・助言の対象となっている者も見られることから、引き続き、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行っていくことが、政治資金監査の質の向上のために有意義であると考えられる。

さらに、本取組によって明らかとなった誤り事例等を研修の場等で周知することにより、同様の誤りの防止を期待できること、誤り事例等を研修の内容に盛り込んだことについて受講者から評価する意見が寄せられていること等からも、本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から、有意義なものであると考えられる。

○ 今後の方向性

前述のとおり、本取組については、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであると考えられる。

今後、本取組を継続して実施することにより、政治資金監査報告書の記載状況等の改善や政治資金監査のより適確な実施が期待され、ひいては政治資金の収支報告の適正の確保及び透明性の向上に資するものと考えられる。

さらに、本取組が政治資金監査の質を向上させる仕組みとしてあらかじめ組み込まれ、政治資金監査の実効性を担保する作用を果たしていることは、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につながるものと考えられる。

このような本取組の重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図っていくため、当面は本取組を継続して実施することが適当であり、実施に当たっては、都道府県選管等の事務負担にも配慮しつつ、今後、取組の結果等を踏まえながら進めていくことが適当である。

参考資料

【参考資料 1】

政治資金適正化委員会実施状況 35

<政治資金監査に関する具体的な指針等関係>

【参考資料 2】

政治資金監査マニュアルの改定状況 38

【参考資料 3】

政治資金適正化委員会の見解一覧 39

【参考資料 4】

政治資金監査に関する Q & A の主な追加・改定 40

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言関係>

【参考資料 5】

政治資金監査の質の向上に係る取組について
(平成 26 年 1 月 15 日政適委第 400 号) 42

【参考資料 6】

政治資金監査の質の向上に係る取組について
(平成 28 年 2 月 15 日政適委第 41 号) 43

【参考資料 7】

政治資金監査の質の向上に係る取組について
(平成 29 年 2 月 16 日政適委第 48 号) 45

政治資金適正化委員会開催状況

政治資金適正化委員会は、平成26年4月からの第3期において、平成29年3月末までに18回の委員会を開催し、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施等について、引き続き検討を行ってきた。

主な審議事項等は、以下のとおりである。

【平成26年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	4月14日	・平成26年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
2	7月 1日	・政治資金監査の質の向上について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
3	9月16日	・政治資金監査の質の向上について
4	11月 4日	・政治資金監査の質の向上について ・国会における答弁状況について
5	12月15日	・政治資金監査の質の向上について ・平成25年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について ・政治資金監査に関する報道について
6	3月17日	・政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について ・登録政治資金監査人の業務制限について ・平成26年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について ・平成27年度研修実施計画について ・平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について

【平成27年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	5月26日	・平成27年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
2	7月28日	・払込金受領証の取扱いについて ・政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について ・収支報告書の作成支援ソフトの普及等について
3	10月 6日	・政治資金監査に関するQ&Aの追加について ・政治資金規正法施行規則の改正について

4	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の質の向上について 政治資金監査に関するQ&Aの改定について 平成28年度研修実施計画について 平成26年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
5	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査の質の向上について 平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について 平成27年度研修実施計画の追加について
6	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

【平成28年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	6月 6日	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について 平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況について 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
2	8月 9日	<ul style="list-style-type: none"> 取りまとめ（第3期）に向けた今後の審議事項について 登録政治資金監査人の登録及び研修について 政治資金監査に関する具体的な指針等について
3	10月19日	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について 取りまとめ（第3期）に向けた審議について～政治資金監査の質の向上について～ 平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査について 実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査について
4	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とし

		<ul style="list-style-type: none"> た登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて ・平成29年度研修実施計画について ・平成27年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
5	2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて ・平成27年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について ・平成28年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等について ・実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査結果について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
6	3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

政治資金監査マニュアルの改定状況

当委員会では、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を策定し、その後現在（平成28年11月末）に至るまで、3回にわたり改定を行っている。

主な改定内容は、以下のとおりである。

改定時期	主な改定内容
平成22年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。 ・ 記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能に。
平成25年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。 ・ 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。 ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。
平成28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年10月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。 ・ 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。

政治資金適正化委員会の見解一覧

時期	見解	内容
平成20年10月31日 平成20年度第8回委員会	「収支報告書等の記載方法等に関する見解」	交通事業者系電子マネー及びETCカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年4月14日 平成21年度第1回委員会	「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	支出先住所について記載不備としない事例(住所の特定が困難な場合又は主たる事務所の所在地の特定が困難な場合)
	「収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)」	クレジットカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年6月4日 平成21年度第2回委員会	「支出項目の区分の分類について」	支出項目の区分の分類の基本的考え方及び標準的な分類例
平成21年9月8日 平成21年度第3回委員会	「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	領収書等の発行者情報を含む記載事項による会計帳簿の記載事項との整合性の確認
平成22年12月8日 平成22年度第5回委員会	「政治資金監査報告書の記載について」	政治資金監査報告書の記載に当たっての留意事項(収支報告書に支出が計上されていない場合における政治資金監査報告書記載例の追加等)
	「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」	収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による訂正後の収支報告書の確認方法
	「政治資金監査報告書の訂正について」	政治資金監査報告書に記載誤り等があった場合の訂正方法

政治資金監査に関するQ & Aの主な追加・改定

当委員会では、平成21年3月に「政治資金監査に関するQ & A」を公表して以降、その後現在（平成28年11月末）に至るまで、必要に応じて追加・改定等を行い、充実を図ってきている。

主な追加・改定は、以下のとおりである。

時期	区分	主な追加・改定
平成21年 3月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（国会議員関係政治団体の会員等）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（解散時に国会議員関係政治団体であって収支が0円の場合）
	追加	・政治資金監査業務に従事する使用人等の資格
平成21年12月	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（年の途中で国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（確認の対象となる収支報告書又は会計帳簿等の関係書類の範囲）
	追加	・政治資金監査契約書への収入印紙の貼付
平成22年 2月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（業務制限の対象となる期間）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者）

	追加	・政治資金監査報酬に係る源泉徴収
平成22年 3月	追加	・政治資金監査報酬受領時に政治団体へ交付する領収書等への収入印紙の貼付
	追加	・記載事項に不備のある領収書等の写しの提出
平成22年 6月	追加	・記載事項に不備のある領収書等の確認方法
平成23年10月	追加	・収支報告書に政治資金監査報酬が計上されていない場合の確認の要否
平成24年 2月	追加	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施しない場合の理由
平成24年 3月	追加	・支出の目的が記載された払込金受領証の取扱い
	改定	・郵便局で支払をした場合の払込票兼受領証の取扱い
平成25年 6月	改定	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の政治資金監査報告書の記載方法
平成27年 7月	改定	・支出の目的が記載されていない払込金受領証の取扱い
	改定	・高額領収書等に係るあて名の確認の周知
	追加	・登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の趣旨
平成27年10月	追加	・登録政治資金監査人の守秘義務
平成28年 5月	追加	・平成28年熊本地震による災害により会計帳簿等の関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合における収支報告書の提出等

政適委第400号
平成26年12月15日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤鉄男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、本年3月にお示した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」に基づき、政治資金監査の質の向上を図るための取組について検討を行ってまいりましたが、今年度の委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言を実施することといたしました。

具体的には、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について当委員会への報告を求め、当該報告に基づき、関係する登録政治資金監査人の皆様に対して個別に指導・助言を行うこととしております。

個別の指導・助言は、平成26年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とするものであり、実施時期については、都道府県選挙管理委員会及び総務省による報告、当委員会における審議等を経ることから、平成26年分の収支報告書（定期分）の要旨の公表期限である平成27年11月末以降としております。

なお、この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起としてお示しするものであります。政治資金監査は法令に基づき適確に行う必要があり、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）に掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを見直し、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

この内容を含め、政治資金監査に関するご質問等がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なくお問い合わせください。

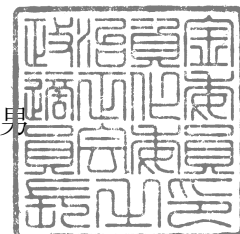
また、平成27年度フォローアップ研修の日程等は、平成27年3月末までに当委員会ホームページに掲載いたしますので、是非ご参加ください。

総務省政治資金適正化委員会事務局
電話 03-5253-5598（直通）
FAX 03-5253-5584

政 適 委 第 4 1 号
平成28年2月15日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄 男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る平成27年12月22日に開催された平成27年度第4回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定するとともに、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても本取組を継続して実施することとし、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、個別の指導・助言の対象とした事例等についてお知らせしたところです。（「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成27年12月22日付け政適委第366号））

今般、平成28年2月12日に開催された平成27年度第5回政治資金適正化委員会において、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。）の金額との不整合があったという報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとしましたので、この点お知らせします。（別添「平成27年度第5回政治資金適正化委員会資料」を参照）

なお、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において個別の指導・助言の対象とした事例等について、参考までにお知らせします。（裏面参照）

今後も、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき、適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

政治資金適正化委員会事務局
TEL: 03-5253-5598
FAX: 03-5253-5584
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(参考) 平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組

1. 個別の指導・助言の対象とした事例

収支報告書(支出に係る分に限る。以下同じ。)について、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があった。

2. 個別の指導・助言の対象とはしていないが、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告のあった事例

(1) 政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が「平成27年」となっていた。
- ・ 根拠条文が誤っていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、その理由や住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・ 領収書等亡失等一覧表を領収書等を徴し難かった支出の明細書(以下「徴難明細書」という。)と誤って記載していた。
- ・ 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

(2) 収支報告書に関するもの

- ・ 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった。
- ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。【※】
- ・ 対象年以外の領収書等の写しが添付されていた(当該年分の領収書等に差し替え、金額も補正)。【※】
- ・ 収支報告書や徴難明細書上で氏名や住所の記載不備があった。
- ・ 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- ・ 領収書等の写しがあるのに徴難明細書に記載されていた。
- ・ 領収書等の亡失を徴難事情としていた。
- ・ 領収書等の写し(振込明細書)に不備があった。
- ・ 収支報告書上に5万円以上の支出のみ明細が記載されていた。

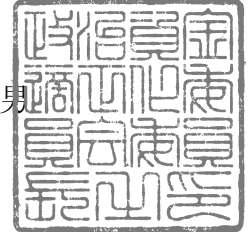
注) 上記2(2)で【※】を付した事例のうち金額に係る不整合があった場合は、平成27年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において原則として個別の指導・助言の対象とすることとした「収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との不整合」に当たります。

※ 別添「平成27年度第5回政治資金適正化委員会資料」は省略

政 適 委 第 4 8 号
平成 2 9 年 2 月 1 6 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤鉄男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日付け政適委第 3 6 6 号）でお知らせしたとおり、平成 2 7 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査について、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言の取組を実施しております。この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものです。

去る平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日に開催された平成 2 8 年度第 4 回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定し、個別の指導・助言の対象とした事例等について、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日付け政適委第 4 0 2 号）でお知らせしたところですが、平成 2 9 年 2 月 1 6 日に開催された平成 2 8 年度第 5 回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を追加で決定したところ（別添「平成 2 8 年度第 5 回政治資金適正化委員会資料」を参照）。

今般、該当する登録政治資金監査人の方々に対し文書により個別の指導・助言を行ったところですが、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、追加で個別の指導・助言の対象とした事例も含め、今回の取組において個別の指導・助言の対象とした事例について、下記のとおりお知らせします。

また、今回の取組において上記以外に都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）及び総務省から報告を受けた事例についても、下記に併せてお知らせします。

なお、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、これらの事例等を掲載しております。

政治資金監査は、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき適確に行う必要があります。下記のような事例が生じないよう、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成 2 8 年 3 月改定版）、これに掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご覧ください、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 個別の指導・助言の対象とした事例（下線部が追加された事例）

- ・ 収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、都道府県選管

の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があった。

- ・ 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。

※ 上記事例には以下の事例を含む。

- ・ 支出に重複計上があったため、後に重複分を削除した。
 - ・ 収支報告書に計上されていない支出に係る徴難明細書が添付されており、後に当該支出を追加した。
 - ・ 対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・ 目的等が不一致の領収書等に係る支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
 - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しだけでなく徴難明細書にも記載されており、後に徴難明細書から当該支出を削除した。
 - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しもなく徴難明細書にも記載されていなかったが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。
- ・ 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった（領収書等の年月日のうち「年」の記載が誤っていた）。
 - ・ その他、収支報告書に計上されている支出について、領収書等との確認を行っていなかった。
 - ・ 同一の登録政治資金監査人について、2か年分連続で同一又は異なる事例の報告があった。
 - ・ 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

2 1以外に、今回の取組において都道府県選管及び総務省から報告のあった事例（下線部が追加された事例）

（1）政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」（1）で監査対象期間が「平成26年」等となっていた。
- ・ 政治資金監査報告書上で書類名が誤っていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった（支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載）。
- ・ 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

(2) 収支報告書に関するもの

- 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の年月日の記載が誤っていた）。
- 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の支出の目的の記載が誤っていた、漏れていた）。
- 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった（徴難明細書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった（振込明細書に係る支出目的書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 突合を行った書面として、当初は支出の目的の記載のない払込金受領証（コンビニ支払い）の写しが添付されていたが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。
- 収支報告書上で支出の目的の記載不備があった（支出の目的の記載が誤っていた）。
- 収支報告書上で年月日の記載不備があった（様式間で整合的でなかった）。
- 収支報告書上で氏名、住所の記載不備があった（氏名、住所の記載が誤っていた等）。
- 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- 徴難明細書の記載が不適正だった（領収書等の徴収漏れ・紛失を徴難事情としていた）。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

※ 別添「平成28年度第5回政治資金適正化委員会資料」は省略

